バリ州における在留邦人の新型コロナウイルスワクチン接種について (バリ州知事宛書簡の発出)

令和3年4月29日(総21第51号) 在デンパサール日本国総領事館

- ●当館からバリ州知事宛にワクチン接種を希望する在留邦人に対して接種が出来る環境を整備するため書簡を発出しました。
- 1. 当地で新型コロナウイルスワクチン接種を希望する在留邦人の皆様が機会を逸することなくワクチン接種ができる環境を整備するために以下を内容とする勝又総領事発イ・ワヤン・コスター・バリ州知事宛書簡(写し:デンパサール市長/各県知事)を本29日発出しました(同書簡写しは<u>別添 https://www.denpasar.id.emb-japan.go.jp/files/100183569.pdf</u>をご参照ください)。

「新型コロナウイルスのワクチン接種を希望する在留邦人が円滑にすべからく接種の機会が得られるよう前向きに検討願います。(中略)本件接種プログラムに補償制度が設けられる場合には、在留邦人についても補償制度の適用を受けられるなどインドネシア国民と同様の条件になるよう前向きにご検討願います。」

- 2. ワクチン接種の際には、最寄りの慣習村/バンジャールに関連情報を確認いただくようお願いします。なお、ワクチン接種を希望される邦人の皆様におかれましては、バンジャールにおいて当館からのレターの提示を求められる場合に備え、ワクチン接種会場に右書簡写しを携行するとともに、接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方を理解の上、各自の責任においてワクチンの接種を行ってください。
- 3. バリ州における本接種プログラムは、インドネシア政府により行われるものであり、ワクチン接種や健康被害の場合の補償・救済措置についても同政府の方針・制度によるものであることにつきご理解ください。
- 4. バリ州デンパサール市/県によっては、接種後の副反応や健康被害について、クレームを行わない旨の意図表明書への記入と提出が義務づけられているところがありますのでご留意ください。